

## 第1 和解内容の概要

- ①解決金7591万5412円
- ②被告会社の過重な労働の起因する本件事故によって死亡したことによる謝罪
- ③再発防止策(①勤怠管理を徹底して過重労働とならない業務遂行計画の策定②11時間のインターバルをとることを就業規則に明記して周知徹底を図ること③男女別仮眠室の設置。深夜タクシーチケットの導入)と実施状況のHPでの公表。
- ④記者等への公表の同意

## 第2 「司法の良心」をみる 格式高い和解勧告の意義

### 1 過労事故を防ぐ会社の安全配慮義務の先例を打ち立てる

#### (1) 認定事実

- ・本件事故日、本件事故以前10日間、1ヶ月間、2ヶ月間及び6ヶ月間いずれも、心身に対する負荷が顕著に高く、深夜及び早朝の勤務を含む不規則で、過重な業務に従事しており、疲労が過度に蓄積し、顕著な睡眠不足の状態に陥っていたことが原因で、居眠り状態に陥って運転操作を誤り、事故死するに至った。
- ・深夜早朝の業務のときには、原付バイクによる出勤を指示、容認していた。

#### (2) 裁判規範の前進

**「使用者は、その雇用する労働者に従事させる業務やそのための通勤の方法等の業務内容及び態様を定めてこれを指揮監督するに際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積したり、極度の睡眠不足に陥るなどして、労働者の心身の健康を損ない、あるいは労働者の生命・身体を害する事故が生じることのないよう注意する義務(安全配慮義務)を負うものと解するのが相当である。」**

→安全配慮義務の内容として、通勤方法についても会社に責任を認める法規範を打ち立てる。

### 2 先例としての会社の過労事故死対策の社会規範化の意義

**「これまで「過労死」の社会問題は、「過労死」及び「過労自殺」の種類の労働災害に限定して報じられてきており、本件のような過労ないし極度の睡眠不足による事故死という「過労事故死」は、過労死対策法が定める「過労死等」の定義に該当せず「過労死」「過労自殺」に並ぶ労働災害の事故として「過労事故死」の類型が潜在的にあり、本件事故がその氷山の一角であるとすれば、本件事故の先例としての意義が高いと言い得よう。」「労災事故に係る損害賠償請求訴訟における裁判所の判断の内容は、裁判規範として同種訴訟の参考となることはもちろん、企業においても、これまで法令遵守(コンプライアンス)の参考として重要な価値を有するものと位置付けられており、このようにして社会規範にもなり得るものであるからである。」**

→深夜不規則労働の過労事故の起こりうるあらゆる職場に対して対策を義務化の社会規範が打ち立てられる

3 過労死をめぐる働き方改革の状況のなか、航太さんの命の重みに向き合い、司法の職責を高らかに宣言「現在、あらためて「過労死」に関する社会の関心が高まっており、「過労死」の撲滅は、我が国において喫緊に解決すべき重要な課題であり、「過労死のない社会」は、企業の指揮命令に服する立場の従業員や、その家族、ひいては社会全体の悲願であるといえよう。これを達成するためには、「過労死」の防止の法的及び社会的責任を担うそれぞれの企業において、「働く人の立場・視点に立った『働き方改革』を推進して、長時間労働の削減と労働環境の誠意に努めることが求められていると思われ、そのような社会的機運の高まりがあると認められる」

「本件の悲惨さと、大学卒業後に未来を絶たれた被害者の亡航太の無念さ、その遺族である原告らの悲痛な心情と極度の落胆と喪失感に思いを致すとき、社会的な意義をも有する民事訴訟を担当することのある裁判所においても、無視することは許されないとと思われるのであり、当裁判所は、本件事故に係る本件訴訟の解決の在りようについて、真摯に、深甚に、熟慮すべきであると考えているところである」

「裁判所は、和解による解決として、真の紛争の解決と当事者双方にとってよりよい解決をすることも希求する職責を国民から負託されていると考えるからである。」

「被告が、本件に係る当裁判所の判断を真摯に受け止め、これを尊重することを期待してする当裁判所の和解勧告を受諾し、被告が本件事故に対する謝罪と、今後の同種の事故の防止を確約する内容を含む裁判所の和解案によって本件を早期に解決することは、原告らにとって、亡航太の遺志に沿うように思われるところであり、慰霊のための何よりの策となると考えられるのである。」

「被告が、被告の大事な従業員である亡航太に生じた本件の悲惨な事故を重く見て、これを、被告における就業を通じて社会貢献をしようと考え「好きな仕事に巡り合えた」と夢を力に変えて最大限の努力をしていたという**亡航太の地球よりも重い生命を代償とする貴重な教訓**として、使用者たる被告に直接投げかけられたものと把握し、これを、真正面から受け止め、多数の従業員を擁する企業としての被告の決意と、亡航太の遺族に対する謝罪の意思とを表明し、法令遵守の企業姿勢を明確に社会に表することは、とても重要であると考えられる。」

→「働き方改革」と、航太さんの命の重みから、責務を自覚する司法。航太さんに思いを寄せ、法的責任を明らかにするだけでなく、謝罪、賠償、再発防止による社会規範化により、慰霊をする決意を示す。

#### 4 「働き方改革」で取り入れられるべき再発防止策を示し被告の模範企業としての再出発

##### (1) 深夜不規則労働の職場に対して「働き方改革」の模範となる対策

###### ① 1 1 時間のインターバル規制の意味

EU労働時間指令における休息时间規制は最低基準として1 1 時間のインターバル規制。「働き方改革」関連法案では法規制化されない予定だが、週休1日と合わせれば時間外労働の上限は月7 8時間。過労死基準の8 0時間を下回り過労死はなくせる。政府案1 0 0時間の上限規制より抜本的解決になる。

###### ② 仮眠室の設置、深夜タクシーチケットの導入

過労事故を防ぐために、会社の責任で経済的負担をし、安全に帰宅できる方法を確保するための実践例

##### (2) 被告に模範企業としての再出発の道を示す

「被告が、むしろ、本件を契機に、多数の従業員を擁する企業として、「過労死」を撲滅することを約し、二度と「過労事故」を生じさせないことを宣言して、社会的責任を果たしていく、在るべき企業の範たるものとなり、その先駆けとして、今後も、被告における長時間労働を削減し、労働環境の整備を実行し、これらを継続していくことが望まれるのであり、期待される」

最後に 「司法の良心」を覚醒させたものはなにか

- ・ 早くも生涯を閉じた航太さんを想う渡辺淳子さんの魂を削った訴えが、多くの市民やメディアを突き動かしてきた。多数のメディアで報道され、毎回の期日では、支援者によって傍聴席を埋める。非公開和解期日も調停室を包囲。全国から合計1万5 0 0 0以上の毎月の署名提出。
- ・ 裁判長の言葉「私にも航太さんと同じ年の息子がいる。我がことと考えて書いた」裁判官を官僚から人へ変えた
- ・ 過労死弁護団全国連絡会議共同代表 松丸正弁護士という言葉 『過労死、そして過労運転事故死の遺族が描いてきた「道」。希望とは道のようなもの。多くの人が歩くから道が拓ける』
- ・ 過労死撲滅を訴え続けた遺族の闘いの歩みの道を引継ぎ、航太さん、淳子さん、弁護団、支援者、世論、そしてこれに動かされた裁判官のみんなの力で勝ち取った